

皆瀬発電所 低濃度PCB含有機器収集運搬業務委託契約書(案)

収 入
印 紙

排 出 事 業 者： 秋田県秋田発電・工業用水道事務所 所長 近野一彦 (以下「甲」という。)と、
収集運搬業者： (以下「乙」という。)は、
甲 の 事 業 場： 皆瀬発電所(湯沢市皆瀬字真坂地内)、秋田発電事務所(秋田市仁井田字新中島770) から排出される
ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、
PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年6月22日 法律第65号)その他関係法令を
遵守するものとする。

第2条 (契約期間)

この契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和7年12月12日までとする。

第3条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、
本契約書に添付する。なお、認定事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通
知するとともに、変更後の認定証の写しを甲に提出すること。

収 集 ・ 運 搬 に 関 す る 事 業 範 囲	
許 可 ・ 都 道 府 県 政 令 市	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 範 囲	
許 可 の 条 件	
許 可 番 号	

2 (排出事業場)

甲の排出事業場は、次のとおりとする。

名 称	住 所
皆瀬発電所	湯沢市皆瀬字真坂地内
秋田発電事務所	秋田市仁井田字新中島770

3 (委託するPCB廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量、収集・運搬単価及び契約金額は、次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	数量	契約単価	小計	契約金額

「取引に係る消費税及び地方所得税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、単価に110分の10を乗じて得た額である。

4 (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、次の最終目的地に搬入する。

氏名	
住所	
認定年月日	
認定の区分	
無害化の処理の方法	
無害化処理施設の種類	
無害化処理施設の処理能力	
事業場名	

5 (積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第4条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 1 甲は委託するPCB廃棄物の適正な処理のために必要な情報として提供した情報は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業務仕様書のとおりである。
- 2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託するPCB廃棄物の性状等の変更があった場合には、乙に対し速やかに書面をもってその情報を通知する。
- 3 甲は、委託するPCB廃棄物について、マニフェストの記載事項を正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第5条 (甲乙の責任範囲)

- 1 乙は、甲から委託されたPCB廃棄物を、その積み込み作業の開始から第3条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、若しくは故意又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第6条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託されたPCB廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第7条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第8条（委託業務の内容の変更）

甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、第2条及び第3条の項目において変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。第4条第2項の場合も同様とする。ただし第3条第3項においては、種類、数量及び収集・運搬の単価の増加を伴う場合とする。

第9条（委託業務完了報告）

- 1 乙は甲から委託されたPCB廃棄物の業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し甲に提出しなければならない。ただし、業務完了報告書は、マニフェストB2票で代えることができる。
- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

第10条（委託料の支払）

- 1 甲の委託するPCB廃棄物の収集・運搬業務に関する委託料は、第3条第3項に定める単価に基づき算出し、1円未満の端数は四捨五入するものとする。
- 2 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。
- 3 甲は、前項の請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

第12条（個人情報の保護）

乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第13条（契約の解除）

- 1 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
 - (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。))が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは

積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合は除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料の3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

3 甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けたPCB廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

ア 乙は、解除された後も、そのPCB廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っているPCB廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する委託料を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理のPCB廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理のPCB廃棄物を、甲の費用をもって当該PCB廃棄物を引き取ることを要求し、若しくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第19条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲(排出事業者): 秋田県秋田市仁井田字新中島770-1
秋田県秋田発電・工業用水道事務所

所長 近野 一彦 印

乙(収集・運搬業者):

印